

# 八戸市農業委員会 7月総会議事録

日時：令和2年7月10日（金）13時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

## 出席委員

農業委員 18名中 18名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 21名中 19名

1 番 木村 弁一 欠	2 番 ー	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 欠	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

## 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農政 GL）村上 司、 農地 GL 川名 雅之、  
主幹 才勝 司、 技師 深堀 成美、 主事 寺地 圭次

松橋事務局長

それでは、御案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。

本日は、木村弁一推進委員、清川新一推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

まず最初に、日本各地で水害に遭われた皆様に心からお見舞い申し上げます。ご存じのとおり3年間の任期の最後の総会であります。気合を入れて農業委員会憲章を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、大変お忙しい中御出席くださりましてありがとうございます。任期最後の総会となりますが、3年間皆様には委員会の業務遂行に御協力いただきまして心からお礼申し上げます。それから報告といたしまして、先日、三八地区農業委員会連絡協議会において、9月15日に予定しておりました三八地区大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止ということで中止とすることといたしました。今日の新聞でも2か月ぶりに感染者が確認されたということですのでけれども、来年には是非収束に向かって地区大会が開催されるように心から願っております。また、九州や岐阜県、長野県の豪雨災害におかれましては被災された方々には心からお見舞いを申し上げたいと思います。災害はいつどこで起こるかわかりませんので、私たちも普段から避難準備など家族で話し合っておくことが必要だと思いま

す。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくをお願いします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、6番 内沢 豊 委員、8番 村上 正憲 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 32 号、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部改正についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

川名 GL

それでは、事務局の川名から、議案第 32 号、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定の一部改正について御説明いたします。

資料は、別冊としてお配りしておりまして、右上に総会資料と記載された両面印刷の A 4 縦で 2 枚・4 ページのものとなります。

始めに、八戸市農業委員会事務局長が専決できる軽易な事項の指定につつまし

て、その内容を御説明いたします。この専決事項の指定は、八戸市農業委員会規程第6条第1項第8号において規定されておりますが、農業委員会における法令業務のうち、農地の相続等による権利移動の届出や、市街化区域内における農地転用の届出に関することについては、その事務処理が軽易なものであることから、事務局長が専決できる事項として総会の議決により指定しているものでございます。今回の改正の理由は、令和元年5月に成立・公布され、同年11月1日に施行されました農地法の一部改正に伴い、所要の改正をするためのものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、資料の3ページをお開き願います。

改正部分は、下線が引かれている部分となりますが、引用しております農地法に規定されている条項号のずれを修正するもので、専決事項の内容には変更がないものでございます。なお、この専決事項の指定の改正につきましては、議決日より有効となるものでございます。

最後に、この議案は、本来でありますと農地法の一部改正が施行となりました令和元年11月1日以降速やかに提出すべきでございましたが、事務局の勝手によりこの時期での議案提出となりましたこととお詫び申し上げますとともに、今後は、このようなことがないように十分注意してまいりますことを申し添えいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第33号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

坂委員

坂から報告いたします。去る6月29日、谷地農業委員と市庁本館地下会議室において、番号16番、21番、22番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条16番

番号16番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にございません。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、大豆、とうもろこしです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は平成30年9月に田、現況は畑を取得しております。通行距離は18km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なしです。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち兼業者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、軽トラック、田植機、コンバイン、トラクター各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

三浦（勝）委員

三浦から報告いたします。去る6月29日、寺沢農業委員と市庁本館地下会議室において、番号17番から20番を調査してまいりました。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、

耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 17番～20番

番号 17 番から 20 番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、受人は本人が、渡人は、17 番は代理人が、18 番、19 番、20 番は本人が出席しました。両者の関係は、17 番、18 番、19 番は姉弟、20 番は知人です。態様別は、17 番、18 番は贈与で、19 番は 3 年間の使用貸借、20 番は 3 年間の賃貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は、いずれも受人の要望です。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、小豆、大豆、落花生、きゅうりです。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例は、いずれもありません。いずれも通作距離は自宅の隣地で、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、いずれもありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、うち兼業者は男 2 人、女 2 人です。農機具保有状況は、耕運機 1 台、噴霧器 2 台、軽トラック 1 台を所有しており、トラクター 1 台は知人から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

坂委員

再び、坂から報告いたします。

3条 21番、22番

番号 21 番と 22 番ですが、受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、どちらも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、どちらも特にございません。態様別は、どちらも売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は、21 番は労力不足、22 番は受人の要望です。申請地の貸付けは、どちらもありません。申請地における受人の作付計画は、どちらも牧草です。申請者の過去 3 年間にける農地の取得・売却事例は、どちらもありません。どちらも通作距離は 2 km で、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 9 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、どちらもありません。世帯員は男 3 人、女 2 人で、うち兼業者は男 1 人、女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各 1 台を父から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第34号、令和2年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第34号、令和2年度第4号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借3件の計4件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手3名、貸し手4名で、利用権設定面積は17,886㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

利用集積 2 番

番号 2 番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3 年間賃借するもので、賃借料につきましては、総額年間 35,000 円でございます。この事案の借り手の権利取得後の経営面積は、この事案の土地だけでは面積要件である 8,800 ㎡を超えませんが、南部町においても同時に利用権設定の申し出をしており、今月の総会で審議される予定であることを聞いておりました、南部町の土地を合わせますと面積要件が満たされることを確認しております。

利用集積 3 番、4 番

番号 3 番と番号 4 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 3 番は野菜を作付けするために、8 か月間使用賃借するもので、番号 4 番は水稻を作付けするために、10 年間使用賃借するものでございます。

公告年月日は、令和 2 年 7 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

次に、日程第 5、議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。



谷地委員

谷地から報告します。去る6月29日、寺沢委員と市庁本館地下会議室において、番号16番、番号17番を調査してまいりました。

資料7ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条16番

番号16番ですが、調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買です。転用目的は、チップ製造場です。実施計画は、令和2年8月10日から令和2年9月10日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財は長久保(1)遺跡内ですが届出不要、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲に南西側の一部を除きフェンスを設置します。また、申請地の西側を切土して東側に盛土し、乗入れ箇所となる西側の一部を砂利敷きします。排水については、申請地が接道している西側を除き、申請地の周囲に越流防止堤を設置し、傾斜を活かして北側に設置する浸透池に流入させて処理します。立地条件は、八戸市立函南小学校から北東側約550mに位置し、雑種地、畑、山林に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、市街化区域に近接する農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条17番

続きまして、番号17番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和2年9月20日から令和2年12月20日。資金調達計画は、夫の自己資金及び借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部を砂利敷きします。排水については、農業集落排水に接続します。立地条件は、八戸市立南郷小学校から南西側約850mに位置し、原野、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたこと

で地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

寺沢委員

寺沢から報告します。去る6月29日、谷地委員と市庁本館地下会議室において、番号18番、番号19番を調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条18番

番号18番ですが、調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は21年間の賃貸借です。転用目的は、太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和2年9月1日から令和2年12月1日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、国指定の名勝種差海岸指定区域内ですが届出済み、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立種差小学校から北西側約350mに位置し、宅地、原野、雑種地、畑に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から土地通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

資料8ページをお開き願います。

5条19番

続きまして、番号19番ですが、調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は6か月間の使用貸借です。転用目的は、携帯電話用無線基地局設置工事のための資材置場他で、プレハブ事務所1棟、仮設トイレ1棟、敷鉄板74枚を設置して利用します。実施計画は、令和2年8月1日から令和3年2月28日。6か月間の一時転用で、工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発

許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置し、一部に敷鉄板を設置します。排水については、沈砂池を設置し、浄化処理をしてから排水します。立地条件は、青森県立八戸北高等学校から南東側約 400mに位置し、宅地、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、申請地の周囲は宅地化が進み、市街化区域に近接する農地であるためです。また、工事に伴う一時転用であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

会長

次に、日程第6、報告第29号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事	<p>事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の6月分でございます。</p> <p>資料の9ページをお開き願います。</p> <p>権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
相続等 62 番 ～68 番	<p>今回の届出は、資料9ページ番号62番から資料11ページ番号68番までの計7件となっております。権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。</p> <p>いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑なしと認めます。</p>
日程第7、 日程第8 会長	<p>次に、日程第7、報告第30号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
才勝主幹	<p>事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の6月分でございます。</p> <p>まず、4条につきまして御報告いたします。資料の13ページをお開き願います。</p> <p>申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでござ</p>

ございます。

4条 11番 番号 11番、転用目的は通路でございます。

4条 12番 番号 12番、転用目的は宅地分譲でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の 15 ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条 58番～60番 番号 58番、番号 59番、番号 60番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。次ページをお開き願います。

5条 61番、62番 番号 61番、番号 62番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 63番 番号 63番、転用目的は敷地拡張でございます。次ページを御覧願います。

5条 64番、65番 番号 64番、番号 65番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

5条 66番 番号 66番、転用目的は駐車場でございます。次ページをお開き願います。

5条 67番 番号 67番、転用目的は敷地拡張でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 9 次、日程第 9、報告第 32 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

会長 事務局から報告願います。

寺地主事	<p>事務局寺地から、御報告いたします。資料の 19 ページをお開き願います。</p> <p>届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
18 条 4 番	<p>番号 4 番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。</p> <p>通知年月日は、令和 2 年 7 月 15 日を予定しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>御質疑なしと認めます。</p>
日程第 10 会長	<p>次に、日程第 10、報告第 33 号、農地改良届出についてを議題といたします。</p> <p>事務局から報告願います。</p>
寺地主事	<p>事務局寺地から、御報告いたします。資料の 21 ページをお開き願います。</p> <p>届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
改良届出 2 番	<p>番号 2 番、着工年月日は令和 2 年 6 月 18 日で、使用した土の採取場所は八戸市大字鮫町字大草離地内とのことです。届出年月日、受理年月日は令和 2 年 6 月 18 日でございます。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後2時8分)